

ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程の改正について

1 改正の趣旨

協議会加入申請者等の負担を軽減するため、ビルクリーニング分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）の入会手続き方法を見直すもの。

2 改正の概要

現在、協議会の加入申請等では、在留カードのコピー等を提出させているが、特定技能外国人の人数が多い場合には申請者等の負担が大きいため、在留カードのコピーの提出に代えて、厚生労働省が示す様式に、特定技能外国人の在留カード番号、ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験の合格の有無等を記入し、提出させることとする。

3 改正日等

改正日： 第 4 回ビルクリーニング分野特定技能協議会運営委員会において承認された日

施行期日： 改正日と同日

別添：ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程改正案

(案)

ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程

(入会基準)

第1条 ビルクリーニング分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

(入会手続)

第2条 ビルクリーニング分野における特定技能所属機関になった者は、協議会へ入会するため、厚生労働省ホームページ（以下「ホームページ」という。）より入会を申請するものとする。なお、その方法による申請が困難な者は、様式第1号による申請書を厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

(資格確認)

第3条 事務局は、前条の申請を受理した場合、申請者に様式第2号による協議会の構成員であることの証明書を発行するものとする。

2 厚生労働省は構成員の名簿をホームページにおいて公表するものとする。

(証明書の再交付)

第4条 構成員は、証明書を失ったときは、ホームページより証明書の再交付を事務局に申請することができる。なお、その方法による申請が困難な者は、様式第3号による証明書の再交付申請書を事務局に提出することにより申請することができる。

(変更手続)

第5条 構成員は、第2条の申請に係る内容に変更が生じた場合には、ホームページより変更届出を行うものとする。なお、その方法による届出が困難な者は、様式第4号による届出書を事務局に提出するものとする。

(退会手続等)

第6条 構成員は、ビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったときは、ホームページより協議会の退会を届け出るものとする。なお、その方法による届出が困難な者は、様式第5号による届出書に第3条に規定する証明書を添付して事務局に提出するものとする。

2 構成員がビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったにもかかわらず前項の届出を行わない場合、又は事務局が当該構成員と連絡がとれない場合には、事務局は当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

附 則

本規程は、平成31年4月23日から施行する。

附 則

本改正は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

本改正は、令和４年〇月〇日から施行する。

ビルクリーニング分野特定技能協議会入会申請書

ビルクリーニング分野特定技能協議会 事務局 御中
 (厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課)

ビルクリーニング分野特定技能協議会に入会したいので、以下のとおり申請します。

1. 申請事項

(1) 特定技能所属機関の情報		
特定技能所属機関名		
所在地	〒	
代表者 (役職・氏名)	(役 職) (氏 名)	
担当者 (職名・氏名・電話番号・電子メール)	(職 名) (氏 名) (電 話 番 号) (電子メール)	
(2) 登録支援機関の情報		
登録支援機関の利用 有・無 (※ 1)	(登録支援機関名) (登録番号)	
(3) 特定技能外国人の情報		
特定技能外国人の国籍及び人数 (※ 2)	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人

※ 1 登録支援機関を利用する場合は、右欄に登録支援機関の情報を記載してください。

※ 2 指定書において、活動を行うことができる特定産業分野が「ビルクリーニング分野」となっている特定技能外国人のみ記載してください。

※ 3 申請の際は、別添 1 を添付してください。

2. 遵守事項

ビルクリーニング分野特定技能協議会の構成員は、次の事項について遵守しなければいけません。

- ・ 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守します。
- ・ ビルクリーニング分野特定技能協議会設置要綱及び入会規程を遵守します。
- ・ 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重します。
- ・ 他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引抜きは行いません。
- ・ ビルクリーニング分野特定技能協議会に対し、必要な協力を行います。

上記の遵守事項について、同意します。

特定技能所属機関名：_____

代表者名：_____

年月日：_____ 年 月 日

特定技能外国人情報一覽

[illegible]

ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員 変更届出書

ビルクリーニング分野特定技能協議会 事務局 御中
 (厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課)

ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程第 2 条の申請に係る内容に変更が生じたため、以下のとおり届出します。

(1)特定技能所属機関の情報		
☐ 特定技能所属機関名		
☐ 所在地	〒	
☐ 代表者(役職・氏名)	(役 職) (氏 名)	
☐ 担当者 (職名・氏名・電話番号・電子メール)	(職 名) (氏 名) (電 話 番 号) (電子メール)	
(2)登録支援機関の情報		
☐ 登録支援機関の利用 有・無	(登録支援機関名) (登録番号)	
(3)特定技能外国人の情報		
☐ ① 現に雇用している特定技能外国人の国籍及び人数	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
☐ ② ①のうち、新たに雇用した特定技能外国人の国籍及び人数	(国籍)	人
	(国籍)	人

【記載にあたっての留意事項】

※ 1 変更箇所に☑をしてください。

※ 2 担当者の職名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは、担当者に変更がない場合でも、必ず記載してください。

※ 3 届出の際は、別添 2 を添付してください。

特定技能所属機関名：_____

代表者名：_____

年月日：_____年 ____月 ____日

特定技能外国人情報一覽

[illegible]

令和3年度ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験実施結果等

1 試験実施状況について

(1) 国内試験

試験実施場所	試験実施 年月	合格 発表日	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
宮城、東京、愛知 大阪、広島、福岡	令和3年 4月～5月	令和3年 5月31日	261	193	73.9
北海道、東京 愛知、大阪、広島 徳島、福岡	令和3年 11月	令和3年 12月10日	332	279	84.0

(2) 国外試験

試験実施場所	試験実施 年月	合格 発表日	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
インドネシア (ブカシ市)	令和3年 11月20,21日	令和3年 12月24日	203	167	82.3

(3) 今後の技能試験の実施予定について

国内試験は、令和4年4月に、全国8箇所において、700人規模で実施する。
 国外試験は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、試験実施環境が整った国から試験実施を検討する。

2 ビルクリーニング分野特定技能協議会の加入状況について

(1) 協議会構成員数

	新規加入構成員数
令和元年度	6
令和2年度	41
令和3年度 (※令和3年3月11日現在)	101
合計	148

(2) 協議会構成員都道府県別

東京都	大阪府	愛知県	神奈川県	静岡県	広島県	その他
33	17	11	11	8	7	61
22%	11%	7%	7%	5%	5%	41%

(3) 特定技能外国人の国籍

国籍	ベトナム	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	カンボジア	その他※	合計
人数	261	46	45	40	23	16	431
	61%	11%	10%	9%	5%	4%	－

※キルギス、タイ、ネパール、スリランカ等

「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査」

委託事業の概要

1 事業目的

特定産業分野の一つとして指定されているビルクリーニング分野に関して、優良事例や地域における人手不足の状況等を把握・分析し、専門的な見地からこれらを踏まえた課題等を整理することで、ビルクリーニング分野特定技能協議会において、制度の趣旨の周知や対応方策の検討等を行うための基礎となる資料を作成することを目的とする。

2 事業内容

- (1) 情報収集・分析等検討会の実施
- (2) ビルクリーニング分野における特定技能の取組み状況及び優良事例等の把握・収集
- (3) その他、協議会において下記の分析等をするために必要な情報の把握・収集
 - ① 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する状況
 - ② 地域別の人手不足の状況等（外国人材の活用意欲も含む。）
 - ③ ビルクリーニング分野におけるキャリアパスのあり方
- (4) 令和2年度事業で作成した、ビルクリーニング分野における受入機関用、送出機関用、特定技能外国人用の3種類の啓発資料のリバイス
- (5) 特定技能制度に係るオンラインセミナー（受入機関向け、特定技能外国人材向け）（※令和3年度より実施）

3 今後について

令和4年度も同趣旨の事業を継続するとともに、令和3年度に作成した啓発資料等を活用することにより、ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れの促進を図る。